

運営法人 代表者 様
指定居宅介護支援事業所管理者様
地域密着型介護老人福祉施設 施設長様
介護保険施設 施設長様
地域包括支援センター 代表者様
指定市町村事務受託法人代表者様

横浜市健康福祉局介護保険課長

平成30年度認定調査員新任研修の実施について（通知）

平素より、介護保険制度の実施に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市の認定調査を受託する指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター又は指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員を対象に標記研修を実施します。

つきましては、貴事業所に所属する介護支援専門員の受講について、ご配慮くださいますようお願いいたします。

1 対象者

次の3つの要件をすべて満たす方とします。

- (1) 研修実施日時点で市内の指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター又は指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員
- (2) 平成21年1月以降に行われた、平成21年度からの追加項目等を含む認定調査員研修を受講していない方
- (3) 本市が委託する認定調査に従事する予定の方

2 日時

- (1) 平成30年4月4日（水） 11時から16時30分（受付は10時30分から）
 - (2) 平成30年5月10日（木） 10時から15時30分（受付は9時30分から）
- ※ 現在、介護支援専門員実務研修を受講中の方は、実務研修を修了した後でないとは本研修は受講できません。

3 会場

横浜市社会福祉センター 4階ホール （横浜市健康福祉総合センター内）

4 内容

別紙「認定調査員新任研修カリキュラム」のとおり

5 受講申込

- (1) 申込方法：電子申請届出サービスより、認定調査員新任研修の申込手続きを行って下さい。
※携帯電話全般（iモード対応機種、Ezweb対応機種、Yahoo!ケータイ対応機種）スマートフォンの一部（Android OS4.4以前、iOS4以前）は利用できません。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/jigyousya/kensyuu/#chousa>

（上記アドレスで、うまく入れないときは、横浜市トップページ→暮らしの情報の「高齢・介護」→「高齢者福祉の案内」→「事業者の方へ」の「研修関連」→「1. 要介護認定調査関連情報」のページの「研修受講申込みはこちら」をクリックしてください。

※お申し込みが正常に終了すると「受付通知メッセージ」が送信されます。

Eメールアドレスが間違っていると送信されません。入力後間違いがないか必ずご確認ください。
※申込者すべてが受講可能な場合は、特に連絡いたしません。

- (2) 申込期間： 4月 4日（水）：平成30年3月13日（火）から3月30日（金）まで
5月10日（木）：平成30年4月17日（火）から5月 7日（月）まで

6 研修当日に持参する物

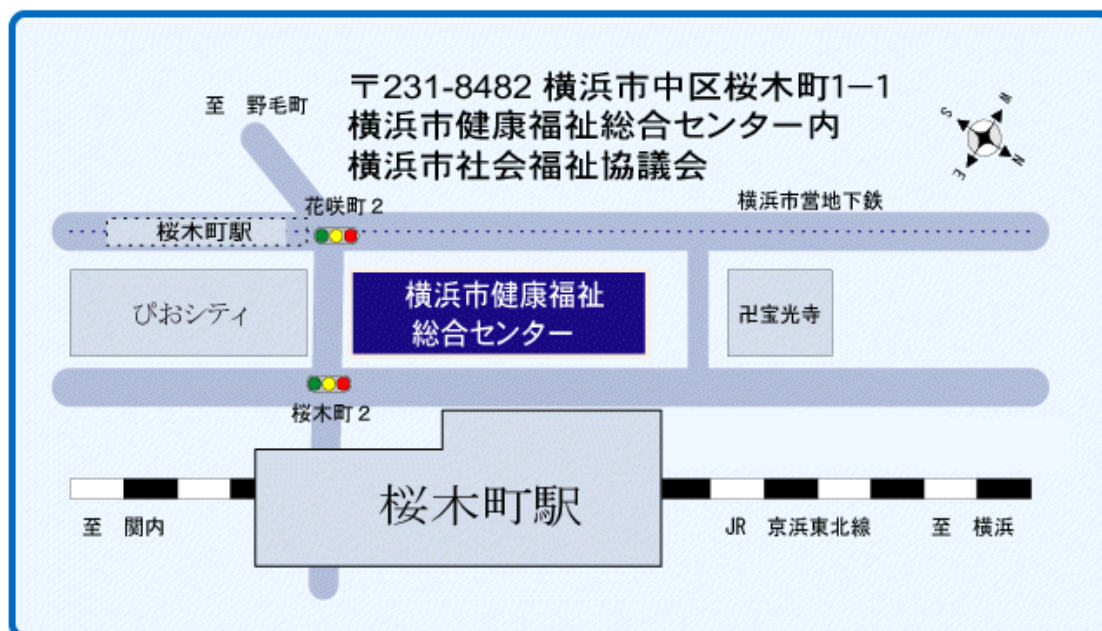
- (1) 筆記用具
- (2) 介護支援専門員証
- (3) 指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター又は指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員であることが証明できる書類（事業所発行の身分証明書、社員証等）
- (4) その他

研修当日配布する「**受講票**」には、**事業所名、事業者番号、介護支援専門員登録番号、証有効期限**を記載していただきますので、当日記載できるようご準備下さい。研修日時点で、まだ介護支援専門員証がない方は、期限等は空欄で提出いただきますが、後日必ずお電話でご連絡ください。

7 その他

本研修は、「認定調査員研修実施要綱」（厚生労働省）により規定された研修であり、全課程を修了しない場合（遅刻又は早退等）は認定調査員として名簿に登録されず、認定調査に従事することはできません。

横浜市健康福祉総合センター 案内図



担当 健康福祉局介護保険課 認定担当
TEL 671-4256、FAX 681-7789

認定調査員新任研修カリキュラム

1 日時

- (1) 平成30年4月4日(水)
 (2) 平成30年5月10日(木)

2 研修の時間割及び研修内容

【4月4日(水)】

時間	内容	講師
10:30～	(受付開始)	
11:00～ 12:00	I 調査員としての基礎知識 1 調査員としての基本姿勢 2 要介護認定及び要支援認定に関する基本的な考え方 ・要介護認定のしくみ ・要介護認定における一次判定のプロセス (樹形モデル、中間評価項目) ・介護認定審査会における審査判定手順 (介護の手間にかかる審査判定、状態の維持・改善可能性にかかる審査判定等) ・主治医意見書 3 審査請求のしくみ	健康福祉局介護保険課 職員
13:00～ 16:30	II 認定調査の実施方法 1 認定調査の実施及び留意点 2 認定調査関係書類の概要と留意点 3 基本調査及び特記事項の記載方法と留意点 ・3つの評価軸 ・項目の定義、選択肢の選択基準 ・特記事項記入のポイント ・障害高齢者、認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準	健康福祉局介護保険課 職員

【5月10日(木)】

時 間	内 容	講 師
9 : 3 0 ~ 1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	<p>(受付開始)</p> <p>I 調査員としての基礎知識</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査員としての基本姿勢 2 要介護認定及び要支援認定に関する基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定のしくみ ・要介護認定における一次判定のプロセス (樹形モデル、中間評価項目) ・介護認定審査会における審査判定手順 (介護の手間にかかる審査判定、状態の維持・改善可能性にかかる審査判定等) ・主治医意見書 3 審査請求のしくみ <p>II 認定調査の実施方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定調査の実施及び留意点 2 認定調査関係書類の概要と留意点 	健康福祉局介護保険課 職員
1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0	<ol style="list-style-type: none"> 3 基本調査及び特記事項の記載方法と留意点 <ul style="list-style-type: none"> ・3つの評価軸 ・項目の定義、選択肢の選択基準 ・特記事項記入のポイント ・障害高齢者、認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準 	健康福祉局介護保険課 職員